第三章　師団司令部及び旅団司令部

（幕僚長）

第五十七条　幕僚長は、師団長（旅団司令部にあつては旅団長。次項及び第六十条から第七十三条までにおいて同じ。）の命を受け、部長、課長、医務官、監察官及び法務官の職務を統制する。

2　［略］

（部及び課）

第五十八条　師団司令部及び旅団司令部に、次に掲げる部を置く。

第一部

第二部

第三部

第四部

火力調整部（第八師団司令部及び第十四旅団司令部に限る。）

2　［略］

第五十九条　［略］

（部及び部長）

第六十条　第一部、第二部、第三部、第四部及び火力調整部においては、次条から第六十五条までに掲げる事項に関する事務をそれぞれつかさどる。

2　部長（火力調整部長を除く。）は、その所掌に従い、かつ、相互に連絡調整して、隊務に関する基本的事項の企画立案を含む次条から第六十四条までに規定する職務をそれぞれ行うとともに、その担当する職務に関係のある課長の職務を統制することにより、隊務全般の運営について師団長を補佐し、師団長に対して責任を負う。

3　火力調整部長は、その所掌に従い、かつ、他の部長と相互に連絡調整して、技術的事項の企画立案を含む第六十五条に規定する職務を行うことにより、特定の隊務の運営について師団長を補佐し、師団長に対して責任を負う。

第六十一条・第六十二条　［略］

（第三部長）

第六十三条　第三部長は、次の職務を行う。

一～六　［略］

七　部隊の行動に関する文書の認証、編集及び保管に関すること（他の部長の所掌に属するものを除く。）。

八・九　［略］

第六十四条　［略］

（火力調整部長）

第六十五条　火力調整部長は、次の職務を行う。

一　防衛及び警備の実施に関する火力調整の見積り及び火力調整の計画に関すること。

二　火力調整に関すること。

三　火力調整に関する技術指導に関すること。

四　前各号に掲げる職務に関する文書で部隊の行動に関して発せられるものの認証、編集及び保管に関すること。

五　その他師団長から命ぜられた事項に関すること。

第二章　［同上］

（幕僚長）

第三十二条　幕僚長は、師団長（旅団司令部にあつては旅団長。次項及び第三十五条から第四十七条までにおいて同じ。）の命を受け、部長、課長、医務官、監察官及び法務官の職務を統制する。

2　［同上］

（部及び課）

第三十三条　師団司令部及び旅団司令部に、次の四部を置く。

第一部

第二部

第三部

第四部

2　［同上］

第三十四条　［同上］

（部及び部長）

第三十五条　第一部、第二部、第三部及び第四部においては、次条、第三十七条、第三十八条及び第三十九条に掲げる事項に関する事務をそれぞれつかさどる。

2　部長は、その所掌に従い、かつ、相互に連絡調整して、隊務に関する基本的事項の企画立案を含む次条から第三十九条までに規定する職務をそれぞれ行うとともに、その担当する職務に関係のある課長の職務を統制することにより、隊務全般の運営について師団長を補佐し、師団長に対して責任を負う。

［項を加える。］

第三十六条・第三十七条　［同上］

（第三部長）

第三十八条　［同上］

一～六　［同上］

七　部隊の行動に関する文書の認証、編集及び保管に関すること（第一部長、第二部長及び第四部長の所掌に属するものを除く。）。

八・九　［同上］

第三十九条　［同上］

［条を加える。］